

青森県報

第九百六十一号

令和七年
九月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 従業員への教育訓練に関する企業・団体向けアンケート調査の実施……………(産業イノベーション推進課) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……三
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南農林水産事務所) ……三
- 公安委員会
- 特例施設占有者の名称等に係る指定の公示……………(会計課) ……四

告

示

青森県告示第四百五十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第九条の二前段の規定により告示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社木村石油	木村 隆	五所川原市大字広田字柳沼五四の一	令和七・六・一
変更後	株式会社角弘	船越 秀彦 渋谷 秀理	青森市新町二丁目五の一	七・六・二〇

青森県告示第四百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所在地	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う事業所		

青森県告示第四百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医療法人仁泉会	八戸市大字河原一丁目八番一	短期入所	介護老人保健施設ハイランド	十和田市大字相模四丁目五〇	令和七・九・一
---------	---------------	------	---------------	---------------	---------

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ごしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一一の六	居宅介護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一一の六	令和七・八・三
特定非営利活動法人ごしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一一の六	重度訪問介護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一一の六	〃
特定非営利活動法人ごしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一一の六	行動援護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一一の六	〃
特定非営利活動法人ごしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一一の六	同行援護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一一の六	〃

青森県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲森幾世四一	令和七・九・一

青森県告示第四百六十三号

従業員への教育訓練に関する企業・団体向けアンケート調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 調査の目的

在職者訓練のニーズ等について把握し、第十二次青森県職業能力開発計画の策定及び職業能力開発校の訓練科目の再編整備等の基礎資料とすることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲

県立職業能力開発校における修了生の就職先や日頃交流がある企業など、訓練科に關係する企業、事業所、業界団体及び地方公共団体
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 企業名・団体名
 - (二) 企業・団体の所在地、業種、主な業務内容等

- (三) 従業員に対する社内・社外での教育訓練について
- (四) 県立職業能力開発校及びそこで実施している「在職者訓練」について
- (五) 青森県の職業能力開発について

2 報告を求める基準となる期日は、令和七年九月一日とする。

四 報告を求める者

県立職業能力開発校における修了生の就職先や日頃交流がある企業など、訓練科に
関係する二九五の企業、事業所、業界団体及び地方公共団体

五 報告を求めるために用いる方法

青森県から報告者に対して、郵送又は電子メールにて、オンライン調査の回答に
用いるURL等が記載された調査依頼を配布する。報告者は、オンラインにて調査
に回答する。

六 報告を求める期間

令和七年九月五日から同月三十日までとする。

青森県告示第四百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示す
る。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	深浦町	令和七年九月三日

青森県告示第四百六十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年九月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所
東津軽郡今別町大字今別字西田二五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林
水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平川
土地改良区の定款の変更を令和七年八月六日認可したので、同条第三項の規定により
公告する。

令和七年九月三日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百十三号

遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）第五条第五号の規定に基づき、次の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第二十八条第四項の規定により公示する。

令和七年九月三日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

一 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社ダイナム

東京都荒川区西日暮里二丁目二七の五
代表取締役 保坂 明

二 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

ダイナムつがる柏店 つがる市柏広須志野田一〇二

ダイナム弘前店 弘前市大字高崎二丁目一〇他十九筆

ダイナム黒石店 黒石市大字浅瀬石字稲田一八の二

ダイナム十和田店 十和田市大字洞内字井戸頭一六九

ダイナムむつ店 むつ市赤川町一三の一

ダイナム下田町店 上北郡おいらせ町上久保六三の六

ダイナム青森西店 青森市新田三丁目一一八の一

ダイナム青森浪岡店 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡八六の四

ダイナム青森八戸港店 八戸市新湊三丁目三の一五

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭